

第47回 定時株主総会 招集ご通知

 株式会社ハイディ日高

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

開催日時

2025年5月27日(火曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 指定の監査等委員である取締役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7611/>



株式会社ハイディ日高
証券コード：7611

株主各位

証券コード 7611

2025年5月9日

(電子提供措置の開始日2025年5月2日)

埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目118番地

株式会社ハイディ日高

代表取締役社長 青野 敬成

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2025年5月26日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいと願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいと願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hiday.co.jp/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7611/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイディ日高」または「コード」に当社証券コード「7611」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご確認くださいと願い申しあげます。)

敬具

記

① 日 時	2025年5月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
② 場 所	<p>埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 パレスホテル大宮「ローズルーム」（4階）</p> <p>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) お土産及びお飲み物の提供はございません。</p>
③ 目的事項	<p>報告事項 第47期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>
④ 議決権行使の取り扱いについて	<p>(1) 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人としてその議決権を行使いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。</p> <p>(4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を当社にご通知ください。</p>

以上

会社法に基づき、電子提供措置事項については、1ページ記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

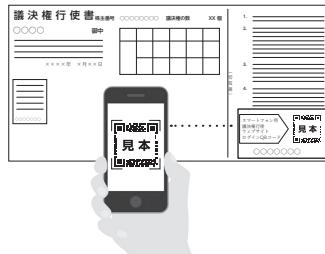
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

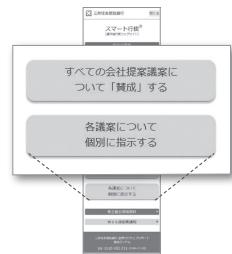
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

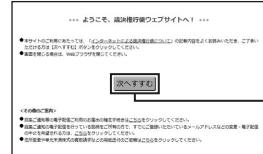
インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

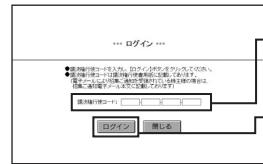
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を
ご入力ください。



「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00、年末年始を除く）

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	神田 正	代表取締役 執行役員会長	再任
2	青野 敬成	代表取締役 執行役員社長	再任
3	原田 隆行	取締役 執行役員 営業本部長兼 営業部長	再任
4	島崎 幸司	執行役員 行田工場長	新任
5	石田 徹	社外取締役	再任 社外 独立
6	齊藤三希子 (現姓:青山)	—	新任 社外 独立
再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者
		社外	社外取締役候補者
			独立
			証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かん だ
神 田

ただし
正

再任

生年月日

1941年2月20日

所有する当社の株式数

5,201,633株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1973年2月 中華料理来来軒開業

1978年3月 (有)日高商事設立、代表取締役社長

1983年10月 同社を改組し、(株)日高商事（現(株)ハイディ日高）設立、代表取締役社長

2006年5月 当社代表取締役社長（兼）執行役員社長

2009年5月 当社代表取締役（兼）執行役員会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社創業以来の豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

あお の ひろ しげ
青野 敬成

再任

生年月日

1974年4月3日

所有する当社の株式数

36,353株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 当社入社

2016年5月 当社営業部長

2017年5月 当社執行役員営業部長

2018年9月 当社執行役員営業管理部長

2019年2月 当社執行役員営業管理部長兼情報システム室長

2019年5月 当社取締役執行役員営業管理部長兼情報システム室長

2022年5月 当社代表取締役（兼）執行役員社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

はら だ たか ゆき
原田 隆行

再任

生年月日
1974年1月14日

所有する当社の株式数
7,884株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位及び担当

- 1994年4月 当社入社
2016年6月 当社執行役員営業部長
2019年9月 当社執行役員採用教育部長兼お客様相談室長
2022年8月 当社執行役員人事部長兼お客様相談室長
2024年5月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長（現任）

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

営業部門及び人事労務部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

しま さき こう じ
島崎 幸司

新任

生年月日
1969年9月15日

所有する当社の株式数
2,030株

取締役会出席状況
一回

略歴、当社における地位及び担当

- 2013年8月 当社入社
2024年5月 当社執行役員工場長（現任）

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

食品製造・品質保証・生産技術部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

いし だ
石 田 とおる
徹

再任

社外

独立

生年月日

1954年5月15日

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

- 1979年4月 日興證券(株)（現SMB日興証券(株)）入社
(株)三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）
2000年7月 経営戦略本部IRコンサルティング室長兼プリンシパル
2006年6月 (株)阪神調剤薬局（現(株)スギ薬局）取締役管理本部長兼経営企画部長
2012年5月 (株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長（現任）
2022年5月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社等複数の企業における経営経験並びに十分な経営能力を有し、また、社外取締役として豊富な経験に基づき経営全般の監督と経営への助言などを行っていただいていることから、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。豊富な経験に基づく独立かつ公正な立場での、より一層の成長につながる当社の経営全般の監督と経営への助言を期待しております。

候補者番号

6

さいとうみきこ
齊藤 三希子
あおやま
(現姓：青山)

新任

社外

独立

生年月日

1975年8月10日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 (株)電通入社
2005年3月 (株)齊藤三希子事務所（現エスエムオーワー（株））代表取締役CEO（現任）
2021年6月 (株)バルカー社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

エスエムオーワー（株）代表取締役CEO
(株)バルカー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

プランディングのコンサルタント会社の経営経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。企業経営に関する豊富な経験と知見に基づく、独立かつ公正な立場での、企業価値の向上につながる当社の経営全般の監督と経営への助言を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石田徹氏及び齊藤三希子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、齊藤三希子氏の選任が承認された場合には、同氏も独立役員として届け出る予定であります。
4. 石田徹氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は、石田徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、齊藤三希子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	属性
1	小山 茂和 こ やま しげ かず	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
2	奥村太久実 おく むら た くみ	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	平栗 敬子 ひらくり けいこ	—	新任 社外 独立
再任 再任取締役候補者		新任 新任取締役候補者	社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	1
こ やま しげ かず	小山 茂和
再任	
社外	
独立	

生年月日
1956年8月20日
所有する当社の株式数
1,000株
取締役会出席状況
14/14回
監査等委員会出席状況
12/12回

候補者番号	2
おく むら た く み	奥村 太久実
再任	
社外	
独立	

生年月日
1962年10月30日
所有する当社の株式数
—
取締役会出席状況
13/14回
監査等委員会出席状況
11/12回

略歴、当社における地位及び担当

- 1979年4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)SBI新生銀行）入行
- 2000年6月 (株)新生銀行（現(株)SBI新生銀行）仙台支店長
- 2002年12月 (株)新生銀行（現(株)SBI新生銀行）本店営業第九部長
- 2004年10月 (株)ベネフィット・ワン常務取締役経営管理部門兼IT部門担当役員
- 2012年7月 (株)リブ・マックス常務取締役CFO兼経営管理部門門長
- 2019年11月 水町メディカルグループ水町クリニック事務総長
- 2020年5月 当社社外監査役
- 2023年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）**
- 2023年6月 (株)ヤギ社外取締役（監査等委員）（現任）**

重要な兼職の状況

(株)ヤギ社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における長年の業務経験や事業会社の経営を通じて培われたキャリアを活かし、当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を行っており、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。金融機関や事業会社における豊富な経験と知見に基づく独立かつ公正な立場での当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を期待しております。

略歴、当社における地位及び担当

- 1986年4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)SBI新生銀行）入行
- 2004年3月 奥村税理士事務所設立
- 2008年9月 むさしの税理士法人代表社員（現任）**
- 2022年6月 エムティジェネックス(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）**

重要な兼職の状況

むさしの税理士法人代表社員
エムティジェネックス(株)社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士としての高度な専門的知識と経営コンサルタントの豊富な経験を活かし、当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を行っており、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。税務や経営の専門家としての豊富な経験と知見に基づく独立かつ公正な立場での当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を期待しております。

候補者番号 3
ひら くり けい こ
平栗 敬子

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 三菱商事(株)入社
2016年12月 弁護士登録
リンク総合法律事務所 (現任)

新任

社外

独立

生年月日

1971年3月23日

所有する当社の株式数

一

取締役会出席状況

一回

監査等委員会出席状況

一回

重要な兼職の状況

リンク総合法律事務所

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた高度な専門的知識とハラスメント対応等の幅広い知見を当社の経営の監督と監査の強化に活かせるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。弁護士としての経験と幅広い知見に基づく独立かつ公正な立場での当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を期待しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小山茂和氏、奥村太久実氏及び平栗敬子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小山茂和氏及び奥村太久実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、平栗敬子氏の選任が承認された場合には、同氏も独立役員として届け出る予定であります。
4. 小山茂和氏及び奥村太久実氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、小山茂和氏及び奥村太久実氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、平栗敬子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ろく がわ ひろ あき
六川 浩明
 社外
 独立

生年月日

1963年6月10日

所有する当社の株式数

—

略歴、現在の当社における地位

- | | |
|----------|--|
| 1997年4月 | 弁護士登録 |
| | 堀総合法律事務所入所 |
| 2002年6月 | Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所 |
| 2007年4月 | 首都大学東京産業技術大学院大学（現東京都立産業技術大学院大学）
講師（現任） |
| 2008年5月 | 小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士 |
| 2009年3月 | （株）船井財産コンサルタンツ（現（株）青山財産ネットワークス）社外監査役
（現任） |
| 2016年12月 | （株）ツナグ・ソリューションズ（現（株）ツナググループ・ホールディングス）社外取締役（現任） |
| 2022年4月 | 内幸町国際総合法律事務所代表弁護士（現任） |
| 2022年6月 | 明治機械（株）社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2023年9月 | （株）オープンアップグループ社外取締役（監査等委員）（現任） |

重要な兼職の状況

- 内幸町国際総合法律事務所代表弁護士
 （株）青山財産ネットワークス社外監査役
 （株）ツナググループ・ホールディングス社外取締役
 明治機械（株）社外取締役（監査等委員）
 （株）オープンアップグループ社外取締役（監査等委員）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の経営の監督と監査の強化に活かせるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。企業法務に関する経験及び知見に基づく独立かつ公正な立場での当社の経営全般の監督と経営への有効な助言を期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 六川浩明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 六川浩明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。六川浩明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

【ご参考】 第1号議案及び第2号議案が承認された場合の取締役のスキルマトリックス(予定)
取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

	氏名	属性	特に専門性を発揮できる分野								
			企業経営・ 経営戦略	店舗運営・ 営業	マーケティング	製造・ 品質管理	I T ・ DX	法務・ コンプライアンス	財務・会計・ ファイナンス	人事・ 労務	グローバル
取締役	神田 正		○	○	○						
	青野 敬成		○	○	○		○				
	原田 隆行		○	○						○	
	島崎 幸司		○			○					
	石田 徹	【社外】	○	○	○				○	○	
	齊藤三希子 (現姓:青山)	【社外】	○		○					○	○
(監 取 締 等 役 委 員)	小山 茂和	【社外】	○				○	○	○	○	
	奥村太久実	【社外】	○					○	○		
	平栗 敬子	【社外】						○		○	

※上記一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

以上

当社は連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善がみられること、インバウンド需要の拡大、企業のデジタル化の進展、設備投資の増加などにより、緩やかに回復してきました。一方で、物価上昇による消費マインドの下振れ、通商政策などアメリカの政策動向による影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、人流の回復に加え、インバウンド消費が追い風となり外食需要は堅調に推移しております。一方で、慢性的な労働力不足による人件費・採用関連費用の増加、食材価格、運送費、水道光熱費等の店舗運営コストが増大傾向にあることから、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中ではありますが、当社は「美味しい料理を真心込めて提供します」を経営理念とし、「お客様に美味しい料理を低価格で提供し、ハッピーな一日（ハイティ）を過ごしていただく」、このことを基本姿勢とし、より多くのお客様に美味しい料理を提供させていただくことに注力いたしました。引き続き、首都圏600店舗体制に向けて安定的な新規出店、サービス水準のさらなる向上、新商品の投入、積極的な販売施策などを推進し、業容拡大を図ってまいります。

当事業年度における主な取り組みについて、2026年2月期を中心とする5か年計画「Hiday 500ローリングプラン2024」の7つの重点施策、イ.店舗戦略、ロ.海外マーケット進出、アライアンス・M&A、ハ.採用の強化・人財育成、ニ.DX推進戦略、ホ.事業拡大・新商品開発・販路戦略、ヘ.ブランディングの強化、ト.サステナビリティの取組推進を説明いたします。

〈中期経営計画「Hiday 500ローリングプラン2024」の重点施策〉

イ.店舗戦略

新規出店を進めるとともに利益の確保が困難な不採算店を退店して、スクラップアンドビルドを推進することで収益の拡大・収益率の向上を図っております。

新規出店は14店舗（東京都5店舗、埼玉県2店舗、千葉県2店舗、栃木県3店舗、群馬県2店舗）、退店が7店舗、FC移行が1店舗となりましたので、当事業年度末の直営店舗数は455店舗となりました。既存店の改装・リニューアルも27店舗で実施しています。業態別店舗

数は、「日高屋」（来来軒含む）が424店舗、「焼鳥日高」（大衆酒場日高含む）が26店舗、その他業態が5店舗となりました。これまで店舗の少なかった栃木、群馬両県への出店を計5店舗行い、北関東エリアへ積極的に展開しております。主力の東京圏駅前への出店も継続し、より多くのお客様にご来店いただくために出店地域を開拓しております。

ロ.海外マーケット進出、アライアンス・M&A

海外マーケット進出については、外国人フレンド社員の多くがベトナム出身のため、ベトナムへの出店を計画し、現地情報の収集調査などに着手し、現地情勢や市場性の分析を慎重に行っております。また、オーガニックな成長に加えてアライアンスやM&Aによる企業価値の向上についても検討を行っております。

ハ.採用の強化・人財育成

採用面では、会社の魅力を発信する採用公式インスタグラムの公開、店舗フレンド社員の正社員登用や特定技能に関する情報を掲載する採用社内報「Hiday Press」を発信するなど、新卒・中途・特定技能外国人の採用活動を意欲的に継続し、2025年春の新卒採用は過去最高の107人、当事業年度の中途採用は101人となりました。特定技能外国人については、採用後の教育研修、在留資格申請等事務手続きサポートなどの支援体制を充実させた結果、特定技能2号資格に2名合格いたしました。

2024年4月には4%強のベースアップを実施、新卒初任給15千円引き上げ、2025年2月に正社員等への成長分配金1億85百万円を支給するなどの待遇改善に取り組みました。

人財育成では、調理・接客のみならず店舗を取り巻く様々な分野で研修委員会が設立され、テーマごとに事例の共有、情報交換が活発に行われ、常に問題意識と改善意識を高める取り組みを行っております。

ニ.D X推進戦略

4月に新POS切り替えを全店舗で完了したことで、キャッシュレス決済やポイント付与に係わる処理能力・スピードが改善したことから利便性が向上するとともに、店舗の業務効率化が図られました。また、焼鳥日高では初のポイントサービスとして「dポイント」を導入しました。8月には共通ポイントサービス「楽天ポイントカード」が全業態で利用可能になり、dポイントを含めたポイント付与に伴うキャッシュレス化がさらに進展し、キャッシュレス比率は経済産業省が目標に掲げる40%を達成後も増加しており、2025年2月には約56%となりました。キャッシュレス化・ポイント付与とともにご来店客数の増加に寄与しております。

お客様の利便性向上、店舗オペレーションの効率化・生産性向上に向けてタッチパネル式オーダーシステムの導入・切り替えを推進、焼鳥日高業態においては全店舗で導入完了し、2月末で320店舗に拡充しました。同システム導入は外国人の従業員がより働きやすい環境を構築できる側面を持つため、多様な人財の活躍を後押しするものです。今後はセルフフレジの導入も検討しており、お客様の利便性と店舗運営の効率化を進めてまいります。

店舗運営においては、シフト管理ツールを導入することでシフト作成を効率化とともに、勤務状況の可視化、円滑な情報共有を実現し事務負担軽減につながりました。

配膳ロボットは大型のロードサイド店を中心に51店舗で52台が稼働しており、店舗運営の効率化に寄与しております。

ホ.事業拡大・新商品開発・販路戦略

商品面では、3月にグランドメニューをリニューアルして、おつまみメニューとして好評だった「ドラゴンチキン」を増量して定食メニューとしたほか、チャーシューメンのアイテムやおつまみメニューを拡充しました。ドリンクではハイボールのウイスキーをホワイトホースから陸に変更してグレードアップいたしました。5月31日より主力メニューの一つである「餃子」を約4年ぶりにリニューアルしました。「餃子」の皮には北海道産小麦粉を使用し、具材の餡も旨味と肉汁感を向上することで、食事やお酒との相性を高めています。

期間限定メニューとしては、4月に「日高ちゃんぽん」、10月に復刻メニューとして4年ぶりとなる「モツ野菜ラーメン」、11月に「チゲ味噌ラーメン」などを投入しました。7月には「生ビール祭」9月には「秋のサワー祭」を実施して多くのお客様にご来店いただきました。11月からは「冷凍生餃子キャンペーン」を実施しテイクアウトのお客様にご好評をいただきました。

ご家族連れのお客様の多いロードサイド店ではドリンクバーを設置し、杏仁豆腐を販売するなど差別化を図っております。

グランドメニューについても常にプラッシュアップを行っており、美味しい料理を提供する努力を継続してまいります。

ヘ.ブランディングの強化

各種SNS、動画サイト、ホームページなど、多様なコンテンツを活用して、新商品やお得なキャンペーンなどを継続的に紹介・発信し、お客様に楽しい食事を想起していただけるよう活動しております。4月に「日高屋」新橋日比谷口店のオープンに先駆け、メディア関係者向けに「日高屋」の「ちょい飲み」を堪能いただく体験会を開催、おすすめのちょい飲みの組み合わせを紹介しました。9月には「日高屋」上野駅入谷口店オープン記念として、期間限定復刻メニュー「モツ野菜ラーメン」のメディア先行試食会、ちょい飲み体験会を開催しました。

SNSでは人気の期間限定メニュー「チゲ味噌ラーメン」発売等で大きな反響を呼び、フォロワー数・閲覧数とも順調に増加しております。

店舗以外で「日高屋」ブランドを訴求する取り組みとして、「日高屋」監修の商品が発売されました。食品メーカーからは「日高屋」の人気メニュー「チゲ味噌ラーメン」、「野菜たっぷりタンメン」、「中華そば」、「バクダン炒め」などをイメージしたカップ麺や生麺・冷凍のラーメン、チゲ味噌鍋スープが発売されたほか、コンビニエンスストアのオリジナル商品として「日高屋」監修商品が発売されました。加えて、「日高屋」メニューを再現したカプセルトイの玩具も発売され人気を博しました。

ト.サステナビリティの取組推進

環境面の取り組みについては、温室効果ガスの排出量（Scope 1、2）を2030年度に2018年対比30%削減する目標を掲げています。排出量削減の対策として、非化石証書付き電力の利用に加えて20店舗分の年間電力使用量に相当するFIT非化石証書を購入いたしました。Scope 3の算定にも取り組み、サプライチェーン全体での排出量を把握しました。今後は2050年に向けた長期的な排出量削減目標についても策定してまいります。また、ESGに関する外部評価として、CDP2024気候変動質問書に回答して気候変動の分野で前年度より1ノッチ高い「B」の評価となりました。ESG経営にもとづいた課題の抽出と施策の実施につなげます。詳細は2025年5月に開示予定の第47期有価証券報告書にて公表いたします。

上記施策の推進に加えて、5月および12月に実施した価格改定後もご来店客数が伸長しご利用単価も上昇したこと、期間限定の各種販促キャンペーン、コロナ禍で短縮した営業時間の延長に取り組んだことなどが奏功し、通期累計の売上高は過去最高の556億29百万円（前期比14.1%増）となりました。12月度の売上高、ご来店客数は単月として過去最高となり、各月の売上高、ご来店客数はそれぞれ24か月連続、17か月連続で同月対比最高を記録、通期累計期間としても過去最高となりました。

生産、原価面につきましては、天候不順による米、キャベツ等の生産・流通量減少に伴う価格高騰、豚肉などの食材購入価格の高止まりもあり、原価率は29.7%（前期は28.1%）となりました。

販売費及び一般管理費は、増収により、正社員・フレンド社員の増員・ベースアップに伴う人件費の増加、店舗消耗品費、荷造運送費などのコスト上昇分を吸収し、対売上高比が60.4%（前期は62.4%）に低下しました。

この結果、利益面では、営業利益は55億14百万円（前期比18.9%増）、経常利益56億52百万円（前期比18.8%増）、当期純利益は40億92百万円（前期比26.6%増）となりました。

なお、飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

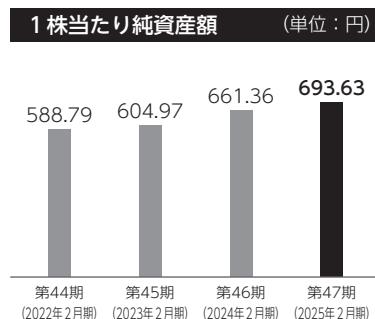
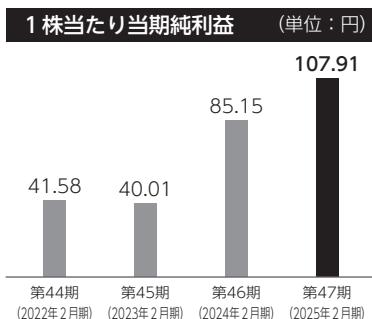
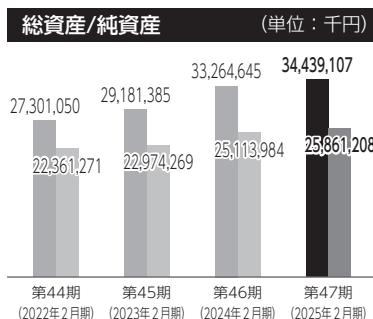
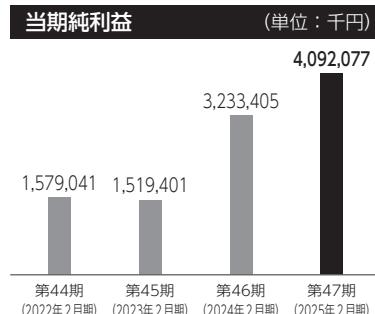
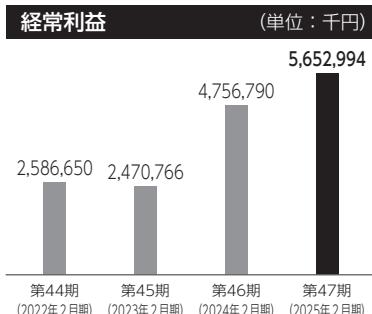
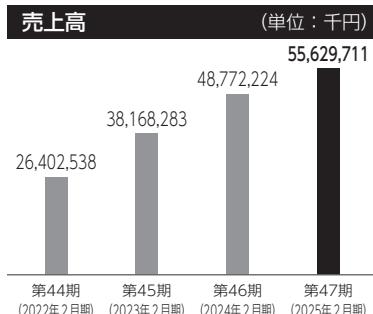
② 設備投資の状況

当期中における設備投資につきましては、当期中に新規開設した14店舗の差入保証金及び内装設備工事費用、既存店の改装費用などにより総額18億78百万円となりました。その内訳は、次期開設店舗分も含めた新規出店7億87百万円、改装費用など10億91百万円であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分	第44期 (2022年2月期)	第45期 (2023年2月期)	第46期 (2024年2月期)	第47期 (2025年2月期)
売上高 (千円)	26,402,538	38,168,283	48,772,224	55,629,711
経常利益 (千円)	2,586,650	2,470,766	4,756,790	5,652,994
当期純利益 (千円)	1,579,041	1,519,401	3,233,405	4,092,077
1株当たり当期純利益 (円)	41.58	40.01	85.15	107.91
総資産 (千円)	27,301,050	29,181,385	33,264,645	34,439,107
純資産 (千円)	22,361,271	22,974,269	25,113,984	25,861,208
1株当たり純資産額 (円)	588.79	604.97	661.36	693.63

(3) 対処すべき課題

今期は、堅調な企業業績・設備投資等に支えられて、景気が緩やかに回復する中での業務運営となりました。

当社を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、業種業態を超えた競争の激化、人財獲得競争に伴う賃金上昇、原材料価格・物流費等の高騰によるコストの上昇が続き、環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中ではありますが、首都圏は更なる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、引き続き首都圏600店舗体制を目指し、以下の課題に取組み、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

① 売上増加施策・出店

今後も、テイクアウトやデリバリー等を推進し、新しい生活様式においてもご満足いただけるお店づくりに努めます。

出店におきましては、従来からの駅前繁華街への出店を進めるとともに、ロードサイドへの出店とスクラップアンドビルも積極的に行います。

② 就労環境の改善

配膳ロボット、タッチパネル式オーダーシステム、ライスロボなどを拡充し店舗従業員の就労環境改善に努めます。このことは店舗業務の効率化・コスト削減にもつながります。

また、有給休暇取得の推進やインターバル時間の確保に努めます。

③ コーポレートガバナンスコード

監査等委員会により、取締役会における監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図りました。加えて、経営に関する意思決定の迅速化により更なる企業価値向上を図っております。

④ ESG、持続可能な開発目標（SDGs）への取組み

サステナビリティ委員会では、環境・社会・ガバナンスにかかる課題を抽出し、対応策を吟味したうえで取り組んでおります。温室効果ガスの排出量（Scope 1、2、3）を定量化し、削減に向けて対応してまいります。また、テイクアウト・デリバリー用容器の原材料に、バイオマス原料を使用し環境負荷に配慮した取組みを行っております。セントラルキッチンにおいては野菜くずを資源循環工場で肥料化し環境にやさしい工場を目指しております。

⑤ 工場における生産性向上

北関東や国内未開拓マーケットである隣接県に出店を拡大する方針と平仄をあわせて、工場の拡張（含む新工場建設）、ストックヤードの拡充を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) **主要な事業内容** (2025年2月28日現在)

当社は、東京都、埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県において、「日高屋」「焼鳥日高」を主体に直営で455店舗展開しており、これらの店舗において提供する料理の品質向上と均一化を図るため、自社工場で麺、スープ、餃子等を開発、製造しております。

(5) **主要な営業所及び工場** (2025年2月28日現在)

店舗

地 域	店 舗 数
東 京 都	206店舗
埼 玉 県	110
神 奈 川 県	71
千 葉 県	55
茨 城 県	6
栃 木 県	4
群 馬 県	3
合 計	455

工場 行田工場 埼玉県行田市

当期において開設した店舗は以下のとおりであります。

1. 新橋日比谷口店
2. 本川越東口店
3. 武蔵小金井北口店
4. 宇都宮上大曾店
5. 越谷平方南町店
6. 小田急マルシェ狛江店
7. 上野駅入谷口店
8. 足利助戸店
9. 八千代台東口店
10. 太田内ヶ島店
11. 宇都宮テラス店
12. 木更津太田店
13. 前橋荒牧店
14. 焼鳥日高 下井草店

※店舗名のみは「日高屋」であります。

(6) 使用人の状況（2025年2月28日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
988名	76名増	35歳10ヶ月	9年3ヶ月

- (注) 1. 上記使用人のほか、2025年2月28日現在で10,886名の使用人（パート、アルバイト）を雇用しております。
2. 当社グループは飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,147,116株
- (3) 株主数 27,040名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
神田正	5,201,633株	13.95%
神田賢一	3,018,187	8.10
B N Y M A S A G T ／ C L T S 10 PERCENT	2,963,274	7.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,879,700	7.72
麒麟麦酒株式会社	1,104,665	2.96
町田功	1,019,043	2.73
昭和産業株式会社	658,900	1.77
株式会社武蔵野銀行	647,060	1.74
株式会社みずほ銀行	643,777	1.73
日本生命保険相互会社	567,318	1.52

（注）持株比率は自己株式（863,274株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 会 長	神 田 正	
代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	青 野 敬 成	
取 締 役 執 行 役 員	原 田 隆 行	営業本部長兼営業部長
取 締 役	赤 地 文 夫	
取 締 役	石 田 徹	(株)アイ・アル・デ イレクションズ 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	渋 谷 道 夫	三優監査法人独立第三者委員
取 締 役 (監査等委員)	小 山 茂 和	(株)ヤギ社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	奥 村 太 久 実	むさしの税理士法人代表社員 エムティジエネックス(株)社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役の赤地文夫氏及び石田徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の渋谷道夫氏、小山茂和氏及び奥村太久実氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)の渋谷道夫氏は公認会計士であり、取締役(監査等委員)の小山茂和氏は金融機関等における長年の職務経験があり、取締役(監査等委員)の奥村太久実氏は税理士であり、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役の赤地文夫氏及び石田徹氏並びに取締役(監査等委員)の渋谷道夫氏、小山茂和氏及び奥村太久実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を置いておりません。
6. 吉田信行氏及び加瀬博之氏は2024年5月24日をもって当社取締役を任期満了により退任しております。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、固定枠として年額1億60百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内(上限50百万円とし、社外取締役には支給しない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は3名)です。

(取締役 (監査等委員である取締役を除く。))

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、報酬等の総額に関しては株主総会、個別の報酬等の額の算定方法に関しては取締役会、個別の報酬等の額に関しては取締役会から一任された代表取締役会長であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定枠報酬と、会社業績に応じて支給する変動枠報酬で構成されております。

固定枠報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位及び業績を考慮した報酬としております。

変動枠の算定方法としては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当事業年度の当期純利益の3%以内(上限50百万円とし、社外取締役には支給しない)としており、これらの金額を社外取締役を除いた取締役の固定枠部分の報酬額の割合に応じて配分した額を各取締役への個別支給額としております。

当期純利益を変動枠算定の指標として選択した理由は、当社において重要な経営指標として認識しているためであります。

社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定枠報酬のみとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役執行役員会長神田正氏が決定しており、2024年5月24日開催の取締役会にて代表取締役執行役員会長への一任を決議しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うのに適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は経営に対する独立性を重視する観点から固定枠報酬のみとしております。固定枠報酬については、職務分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個別の報酬額を決定しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)	
			固定枠報酬	変動枠 (業績連動)報酬
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 (2)	107 (7)	77 (7)	30 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	10 (10)	10 (10)	— (—)
合計 (うち社外取締役)	10 (5)	118 (18)	88 (18)	30 (—)

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額には変動枠報酬として30百万円が含まれております。なお、当事業年度における当期純利益は4,092百万円であります。上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。
2. 上記のほか、第46期に係る役員賞与30百万円を取締役の報酬の変動枠(社外取締役は対象外)として当事業年度において支払っております。
3. 上記には2024年5月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。
なお、兼職先である法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	赤地文夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般の監督と経営への助言を行っております。
取締役	石田徹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般の監督と経営への助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	渋谷道夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かして取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小山茂和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。金融機関及び事業会社での見識を活かして、取締役会において大局的かつ客観的な助言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	奥村太久実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。税務や経営についての見識を活かして取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の役員であり、全ての被保険者について、当該保険契約の保険料を、当社が全額負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、その報酬額は妥当であると認められたため、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出します。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「サステナビリティ委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令・定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
- ② 当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルpline）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底するとともに、当該事態が発生した場合には総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取組む。
- ② 有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的・効果的な業務の執行を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等委員会の求めに応じ監査等委員会補助者を置く。監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び業務執行者からは独立し、監査等委員会の指示に従い監査等委員会の補助のみを行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会から委嘱を受けて、監査等委員会の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬・評価、懲戒処分について、監査等委員会の同意を得るものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、監査等委員会の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。

- ・内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
- ・内部監査部門の監査状況、社内外の通報制度の運用及び通報内容、サステナビリティ委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
- ・当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容

監査等委員会への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ② 監査等委員会は、内部監査部門から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ④ 監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を当社に請求した場合は、当社はこれを速やかに処理する。監査等委員が、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する場合の費用を当社に請求した場合も、当社はこれを速やかに処理する。

(10) 財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月の定時取締役会に加えて、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織としての「サステナビリティ委員会」で当社のコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を実施しています。役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルpline）を設け、これを運営しております。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない旨を規定しております。

(3) リスク管理について

「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取組んでおります。有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備しております。

(4) 監査等委員会について

監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は、取締役会への出席並びに重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としては、コーポレートガバナンスを確立し、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の増大に資する者が望ましいと考えており、このため

- ① 法令・社会規範を遵守し、客觀性と透明性を確保する経営体制の構築
- ② 経営資源の有効活用による業績の継続的な向上と適正な利益還元
- ③ 顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーとの相互信頼に基づく共存共栄を経営の基本方針として、企業価値並びに株主共同の利益の増大に取り組んでまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み等について

当社は、基本方針の実現に向けて以下のとおり努めております。

① 企業価値向上への取組みについて

当社は、創業以来「駅前の屋台」を基本コンセプトとして、国民食といわれるラーメンを主体とする大衆中華を、低価格かつ高水準の品質とサービスで提供するべく直営店方式にこだわって展開してまいりました。また、立地戦略においては駅前一等地に注力する一方、主要食材であるラーメン、餃子、スープ等については自社工場で製造し、品質の維持向上とコストの低減を図ってまいりました。そしてまた、経営理念・ビジョンを共有した経営者と従業員との深い信頼に基づいた一体運営をベースにおくとともに、取引先とも親密な取引・協力関係を築いてまいりました。このような事業活動のもとで、お客様のご支持をいただき、現在順調な拡大を続けており、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

② 大規模買付け提案への考え方について

当社は現在、大規模買付け者が出現した場合の特別な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を定めてはおりません。しかしながら、企業価値の増大並びに株主共同の利益を毀損しないためにも当社の株式移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様には長期的に安定した配当を実施するとともに、新規出店など今後の設備投資あるいは不慮の事業リスクに備えるため、一定の内部留保を確保し、財務基盤を強化することを基本方針としております。

この基本方針のもと、配当性向40%を目標としたうえで、業績向上に応じて増配や株式分割等の利益還元策を積極的に行っていく方針であります。また、投資余力、株価水準などを勘案して、機動的に自己株式取得も検討してまいります。

当期の配当につきましては、2024年11月6日に中間配当として1株当たり18円を実施しております。期末配当は、2025年4月11日開催の取締役会で1株当たり普通配当20円、特別配当6円と決定し、合計26円としました。2025年5月28日が効力発生日となります。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,710,683	流動負債	6,672,157
現金及び預金	13,341,638	買掛金	1,380,014
売上預け金	136,176	未払金	847,436
売掛金	1,900,621	未払費用	1,464,374
有価証券	1,496,189	未払法人税等	1,500,495
店舗食材	273,634	未払消費税等	764,397
原材料及び貯蔵品	63,315	預り金	106,383
前払費用	412,813	前受取引	6,124
その他の	86,294	賞与引当金	536,327
固定資産	16,728,424	資産除去債務	3,177
有形固定資産	9,473,080	その他の	63,427
建構築物	6,548,304	固定負債	1,905,741
機械及び装置	21,568	長期未払金	226,223
車両運搬具	585,270	長期預り保証金	66,150
工具、器具及び備品	7,375	資産除去債務	1,613,368
土地	903,738	負債合計	8,577,899
建設仮勘定	1,394,502	純資産の部	
	12,320	株主資本	25,792,603
無形固定資産	183,248	資本金	1,625,363
商標権	972	資本剰余金	1,701,684
ソフトウエア権	170,624	資本準備金	1,701,680
電話加入権	10,275	その他資本剰余金	4
その他の	1,376	利益剰余金	24,642,659
投資その他の資産	7,072,095	利益準備金	38,663
投資有価証券	156,361	その他利益剰余金	24,603,996
出資金	1,009	別途積立金	14,194,445
長期前払費用	157,832	繰越利益剰余金	10,409,551
敷金及び保証金	4,334,816	自己株式	△2,177,104
保険積立金	1,093,804	評価・換算差額等	68,605
店舗賃借仮勘定	24,893	その他有価証券評価差額金	68,605
繰延税金資本	793,588	純資産合計	25,861,208
その他の	528,479	負債・純資産合計	34,439,107
貸倒引当金	△18,689		
資産合計	34,439,107		

損益計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価		55,629,711
販 売 費 及 び	一 般 管 理 費		16,540,740
營 業	利 益		39,088,971
營 業	外 収 益		33,574,725
			5,514,245
受 取 利 息		4,991	
受 取 配 当 金		4,553	
受 取 手 数 料		2,940	
受 取 貸 牙 料		8,446	
協 賛 金 収 入		52,117	
受 取 補 償 金		81,698	
雜 取 収 入		86,157	
營 業 外 費 用		240,904	
固 定 資 產 除 却 損		73,075	
雜 損		29,078	
經 常 利 益		102,154	
特 別 損 失		5,652,994	
減 損		56,126	
稅 引 前 当 期 純 利 益		56,126	
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅		1,873,310	
法 人 稅 等 調 整 額		△368,519	
當 期 純 利 益		1,504,791	
		4,092,077	

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本									
	資本			利益			自己株式			株主資本合計
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益	利益剩余金合計	繰越利益	利益剩余金合計		
当期首残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	7,684,174	21,917,282	△175,533	25,068,797
当期変動額										
剩余金の配当						△1,366,699	△1,366,699			△1,366,699
当期純利益						4,092,077	4,092,077			4,092,077
自己株式の取得									△2,001,571	△2,001,571
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,725,377	2,725,377	△2,001,571	723,806
当期末残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	10,409,551	24,642,659	△2,177,104	25,792,603

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,187	45,187	25,113,984
当期変動額			
剩余金の配当		△1,366,699	
当期純利益		4,092,077	
自己株式の取得		△2,001,571	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,417	23,417	23,417
当期変動額合計	23,417	23,417	747,223
当期末残高	68,605	68,605	25,861,208

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 債却原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・店舗食材（生産品） 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- （購入品） 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料

・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

店舗建物 8年～29年

工場建物 10年～60年

機械及び装置 1年～20年

工具、器具及び備品 1年～20年

車両運搬具 2年～6年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

・その他の無形固定資産

③ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

均等償却を実施しております。

② 賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、料理及び飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しており、顧客に飲食を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、提携している外部ポイントプログラムを使用し、売上時に顧客へポイントを付与した際は、そのポイント付与分を控除した額で収益を認識しております。

対価は、顧客が選択された決済手段に従って、履行義務充足と同時又はクレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「雇用調整助成金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗固定資産	6,848,497千円	56,126千円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ.算出方法

当社では、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候が認められる店舗について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは事業計画に基づいて算定しております。

ロ.主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、来店客数の見通しであります。来店客数については、直近の実績に基づき予測しており、翌事業年度以降も安定的に推移するものと見込んでおります。

ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である来店客数の見通しは見積りの不確実性が存在するため、物価上昇に伴う外食意欲の減退などにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

13,030,752千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	38,147,116株	－株	－株	38,147,116株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	173,854株	689,420株	－株	863,274株

(注) 自己株式の当事業年度の株式数の増加689,420株は、単元未満株式の買取請求による増加620株及び取締役会決議による自己株式取得による増加688,800株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年4月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 683,518千円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2024年2月29日
- ・効力発生日 2024年5月27日

ロ. 2024年10月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 683,513千円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2024年8月31日
- ・効力発生日 2024年11月6日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年4月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 969,379千円
- ・1株当たり配当額 26円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月28日
- ・配当原資 利益剰余金

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	163,740千円
未払事業税等	100,547千円
減損損失	229,063千円
減価償却超過額	23,493千円
資産除去債務	493,531千円
未払役員退職慰労金	65,102千円
その他	77,176千円
繰延税金資産小計	1,152,655千円
評価性引当額	△134,816千円
繰延税金資産合計	1,017,839千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△194,101千円
その他有価証券評価差額金	△30,149千円
繰延税金負債合計	△224,251千円
繰延税金資産の純額	793,588千円

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等で運用し、また資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。またデリバティブ取引等、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との取引関係等の円滑化を保有目的とする株式等であり、上場株式及び債券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券の信用リスクに関しては、リスク管理規程に従い、経営企画部が新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証すると共に、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の

悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、リスク管理規程に従い、店舗開発部が新規取引時及び契約更新時に相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、リスク管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価や財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,496,189	1,493,850	△2,339
その他投資有価証券	153,861	153,861	—
敷金及び保証金	4,334,816	3,868,186	△466,629

(注1) 現金は注記を省略しており、預金及び売掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券非上場株式	2,500

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	13,150,960	—	—	—
売掛金	1,900,621	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,496,189	—	—	—
合計	16,547,770	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	153,861	—	—	153,861
資産計	153,861	—	—	153,861

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,493,850	—	1,493,850
敷金及び保証金	—	3,868,186	—	3,868,186
資産計	—	5,362,036	—	5,362,036

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

満期保有目的の債券

国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している国債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
東京都	26,592,075
埼玉県	12,304,378
神奈川県	8,917,146
千葉県	6,580,166
茨城県	598,554
栃木県	384,538
群馬県	252,851
顧客との契約から生じる収益	55,629,711
その他の収益	—
外部顧客への売上高	55,629,711

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の当事業年度の期首残高及び期末残高はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 693円63銭

(2) 1株当たり当期純利益 107円91銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社ハイディ日高
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫
業務 執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩
業務 執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイディ日高の2024年3月1日から2025年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社ハイディ日高 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）渋 谷 道 夫 印

監査等委員（社外取締役）小 山 茂 和 印

監査等委員（社外取締役）奥 村 太 久 実 印

以 上

第47回定期株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)TEL 048-647-3300
最寄駅 J R大宮駅(西口より徒歩5分)



<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。